

平成20年 7月 9日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 秋 葉 忠 利



住 在 所 (所 在 地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 (名 称)	株式会社 環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施 設 の 種 類	固化施設
処 理 す る 産業廃棄物の種類	汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白
施 設 の 設 置 場 所	広島市佐伯区大字石内字笹原460
構 造 又は処理方式	鉄筋コンクリート造
処 理 の 能 力	170m ³ /日
検 査 年 月 日	平成20年 7月 9日
備 考	

(7320007362 U0008)

平成22年 1月 8日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 秋 葉 忠 利

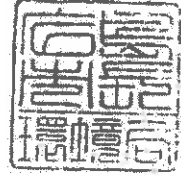
住 在 所 (所在地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 (名称)	株式会社環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施設の種類	固化施設
処理する 産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
施設の設置場所	広島市佐伯区五日市町大字石内 字笹ヶ原460-18
構 造 又は処理方式	鉄筋コンクリート造り
処理の能力	318.6m ³ /日
検査年月日	平成10年 7月27日
備 考	平成22年 1月 8日 職権により書換

(7320007362 U0002)

平成23年10月26日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 松 井 一 實



住 所 (所 在 地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 (名 称)	株式会社環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施 設 の 種 類	選別施設
処 理 す る 産業廃棄物の種類	裏面のとおり
施 設 の 設 置 場 所	広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原 460-18
構 造 又 は 処 理 方 式	振動篩
処 理 の 能 力	燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器 くず、鋸さい、ばいじん（燃え殻及び汚泥が混練されたものに限 る。） 400t/日（8時間）
検 査 年 月 日	平成17年11月17日
備 考	平成23年10月26日 品目追加

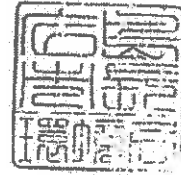
(7320007362 T0013)

<p>処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類</p>	<p>燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鋳さい ばいじん（燃え殻及び汚泥が混練されたもの限り、判定基準に適合しないものを含まない。） （これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以下 余 白</p>
------------------------------------	---

平成17年 2月 9日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 秋葉 忠利



住 所 (所 在 地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 (名 称)	株式会社 環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施 設 の 種 類	天日乾燥施設
処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白
施 設 の 設 置 場 所	広島市佐伯区五日市町大字石内 字笹ヶ原460-18
構 造 又 は 処 理 方 式	鉄筋コンクリート造り
処 理 の 能 力	97m ³ /日
検 査 年 月 日	平成 6年 2月 8日
備 考	平成17年2月9日 代表者変更により書換

(7320007362 F0016)

平成17年 2月 9日

産業廃棄物処理施設検査済証

広島市長 秋葉 忠利



住 所 (所在地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	株式会社 環境開発公社 代表取締役 小林 友則
許 可 年 月 日	平成 9年12月 1日
許 可 番 号	第 G1023 号
施 設 の 種 類	焼却施設
施 設 の 設 置 場 所	広島市佐伯区五日市町大字石内字征が原 460-18
処理する産業廃棄物 の種類	汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白
構 造 又 は 処 理 方 式	ローリーキル
処 理 の 能 力	4.95t/日
検 査 年 月 日	平成10年 7月27日
備 考	平成17年2月9日 代表者変更により書換

(7320007362)

平成17年 2月 9日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 秋 葉 忠 利



住 在 所 地 (所 在 地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 (名 称)	株式会社 環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施 設 の 種 類	油水分離施設
処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃油 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白
施 設 の 設 置 場 所	広島市佐伯区五日市町大字石内 字笹ヶ原460-18
構 造 又 は 処 理 方 式	油水分離機
処 理 の 能 力	4t/日
検 査 年 月 日	平成 5年 8月 5日
備 考	平成17年2月9日 代表者変更により書換

(7320007382 H0005)

平成17年11月25日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 秋葉 忠 利



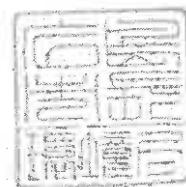
住 所 (所在地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 (名称)	株式会社 環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施設の種類	保管施設
処理する 産業廃棄物の種類	金属くず、 鋳さい (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白
施設の設置場所	広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原 460番18
構 造 又は処理方式	床：コンクリート、側壁：ブロック
処理の能力	金属くず、鋳さい 202.5㎡
検査年月日	平成17年11月17日
備 考	処分のための保管施設

(7320007362 ト0020)

平成22年10月22日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 秋葉 忠利



住 (所 在 地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 (名 称)	株式会社環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施設の種類	保管施設
処理する 産業廃棄物の種類	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白
施設の設置場所	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原460-18
構 造 又は処理方式	コンクリート床、屋根有
処理の能力	205.2㎡、438.9㎡
検査年月日	平成22年10月19日
備 考	処分のための保管施設

(7320007362 R0064)

平成17年 2月 9日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 秋葉 忠利



住 所 (所在地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 (名称)	株式会社 環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施設の種類	保管施設
処理する 産業廃棄物の種類	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。))。以下 余 白
施設の設置場所	広島市佐伯区五日市町大字石内 字笹ヶ原460-18
構 造 又は処理方式	貯留槽(鉄筋コンクリート、屋根-鉄板及びびつ葺)
処理の能力	168m ³
検査年月日	平成 5年 8月 5日
備 考	平成17年2月9日 代表者変更により書換、処分のための保管施設

(7320007362 R0088)

平成17年 2月 9日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 秋葉 忠利



住 在 所 地 (所 在 地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 称 (名 称)	株式会社 環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施 設 の 種 類	保管施設
処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃油 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白
施 設 の 設 置 場 所	広島市佐伯区五日市町大字石内 字笹原460-18
構 造 又 は 処 理 方 式	廃油タンク(屋外2基,地下1基)床-鉄板
処 理 の 能 力	40キリットル
検 査 年 月 日	平成 5年 8月 5日
備 考	平成17年2月9日 代表者変更により書換、処分のための保管施設

(7320007362 R0087)

平成23年10月26日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 松 井 一 實



住 在 所 地 (所 在 地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 (名 称)	株式会社環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施 設 の 種 類	保管施設
処 理 す る 産業廃棄物の種類	燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) ばいじん (燃え殻及び汚泥が混練されたものに限る、判定基準に 適合しないものを含まない。) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白
施 設 の 設 置 場 所	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字 笹ヶ原460-18 他4筆
構 造 又は処理方式	コンクリート床、コンクリート側壁
処 理 の 能 力	20.25㎡、22.78㎡
検 査 年 月 日	平成23年10月24日
備 考	

(7320007362 R0281)

平成27年 8月21日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 松 井 一 實



住 所 (所在地)	広島県広島市西区南観音六丁目 12番21号
氏 名 (名称)	株式会社環境開発公社 代表取締役 小林 友則
施設の種類	造粒固化施設
処理する 産業廃棄物の種類	汚泥（無機性汚泥に限り、判定基準に適合しないものを含まない。） 鉋さい （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以 下 余 白
施設の設置場所	広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原460-18 及び広島市内一円（排出事業場の敷地内に限る。）
構 造 又は処理方式	自走式土質改良機（BZ210-1）
処理の能力	1200m ³ /日(8h)
検査年月日	平成27年 8月17日
備 考	

(7320007362 30012)

産業廃棄物処分量許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦

許可の年月日 平成 21 年 3 月 22 日
許可の有効年月日 平成 28 年 3 月 21 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (発酵, 造粒固化)

産業廃棄物の種類

【発酵】 汚泥 (有機性汚泥に限る。) 及び動植物性残さ (これらのうち判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

【造粒固化】 汚泥 (無機性汚泥に限る。) (判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 発酵施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 昭和 61 年 12 月 17 日設置

汚泥, 動植物性残さ 50 t/日

(2) 造粒固化施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 平成 21 年 8 月 14 日設置

汚泥 240 m³/日

(3) 保管施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 108 m³ 汚泥 (無機性汚泥に限る。) 158 m³ 2.75m

(4) 造粒固化施設 (移動式)

県内全域 (広島市, 呉市及び福山市の区域を除く)

(駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原 460 番地 18 号) 平成 27 年 6 月 29 日設置

汚泥 1200 m³/日

3. 許可の条件

移動式の造粒固化施設については, 次のとおりとする。

(1) 造粒固化施設の稼働は, 汚泥の排出事業所内に限る。

(2) 造粒固化施設からの汚水は, 直接公共用水域に排出しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 21 年 4 月 20 日 更新許可

平成 21 年 8 月 14 日 変更許可

平成 25 年 8 月 9 日 優良確認

平成 27 年 6 月 29 日 事業の用に供する施設に係る変更届受付

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有

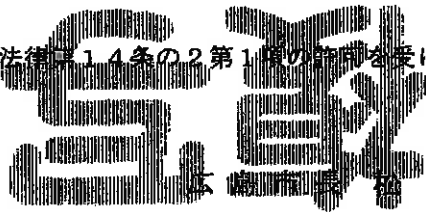
産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南園音六丁目2番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の特例を受けた者であることを証する。



本 署 長 井 一 貴



許可の年月日 平成25年 8月11日

許可の有効期限 平成32年 8月10日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
資源物	資源物
燃焼物	燃焼物
その他	その他

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の概況

年月日	更新・変更の種別	年月日	更新・変更の別
H16. 4. 1	変更許可	H23. 11. 26	変更許可
H17. 11. 25	変更許可	H25. 10. 2	更新許可 (優良認定)
H20. 8. 11	更新許可	H27. 8. 21	変更許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

6. 備考



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白	汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (焼却) この欄以下余白	汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (油水分離) この欄以下余白	廃油 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (選別) この欄以下余白	燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (含水率8.5%以下のものに限る。判定基準に適合しないものを含まない。) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 鉱さい ばいじん (燃え殻及び汚泥が混練されたものに限る。判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
処理 (固液分離) この欄以下余白	汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (焼却・固化) 余白	汚泥 (無機性汚泥に限り、判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白

複写

複写